

横浜市における地方公共団体システム標準化に伴う住
登外者宛名管理に係る共通システム及び業務システム
についての情報提供依頼（RFI）

令和 8 年 8 月

横浜市 行財政局 行政マネジメント課

目 次

1. 情報提供依頼の背景と目的	1
2. 提供資料一覧	1
3. 情報提供要領	1
(1) 実施手順・スケジュール	1
(2) 情報提供依頼に関する質問方法	2
(3) 提出物について	2
(4) 提出方法	2
(5) 情報提供依頼回答書に対するヒアリング	2
4. 留意事項	2

1. 情報提供依頼の背景と目的

本市では、標準準拠システムに移行前の一部業務システムにおいて、住登外者宛名の共有を実現できていることから、標準準拠システムにおいても住登外者宛名の共通管理をすべきか検討しています。

デジタル庁の共通機能標準仕様書では、「住登外者宛名番号管理機能」として住登外者宛名番号の付番・管理を行う共通機能が定義されていますが、「個別の基幹業務システムに当該機能を実装することも妨げない」とされており、各業務システムが個々に機能を備える「個別管理方式」も許容されています。

本市は業務によって異なる事業者（マルチベンダー）で各業務の標準準拠システムを導入する計画であり、令和7年度末までに9業務が移行済みですが、共通システムとしての住登外者宛名番号管理機能を導入しておらず、すでに移行した業務システムは、税務業務を除き「個別管理方式」で住登外者宛名を管理しています。

本RFIは、本市が住登外者宛名番号管理機能の共通システムを導入し、住登外者宛名の共通管理を行う余地があるのかを判断するために、共通システムと業務システムそれぞれについて、事業者様の想定、製品の仕様及び本市への提供可否等についての情報を収集することが目的です。

2. 提供資料一覧

RFI に関して本市から提供する資料は以下のとおりです。

資料名（例）	説明
情報提供依頼書	本資料
【別紙 1】説明資料	本市の標準準拠システムへの移行状況及び移行前のシステム構成と住登外者宛名の共有の範囲、共通システムに関する制約事項に加え、情報提供を依頼する具体的な内容に関する説明をまとめた資料
【様式 1】回答書	貴社からの回答をご記入いただく書式
【様式 2】費用見積り	貴社からの回答をご記入いただく書式 (概算費用をご提示いただく際の書式)
【様式 3】質問票	貴社から質問がある場合にご記入いただく書式

3. 情報提供要領

（１） 実施手順・スケジュール

① 情報提供依頼への参加表明

令和8年8月31日（月）まで

※本文書の最後に示す連絡先に電子メールでご連絡ください。

② 情報提供依頼に関する質問事項の受付期間

令和8年8月31日（月）まで

③ 情報提供依頼回答書の提出期限

令和8年9月14日（月）まで

（2） 情報提供依頼に関する質問方法

不明点等の質問事項は、様式 3「質問票」に記入し、本文書の最後に示す連絡先に電子メールで送付してください。

来庁又はお電話による質問に対してはお答えできかねますので、ご了承ください。

情報提供基準の均質化を図る観点から、各社からいただいた質問事項とその回答については、集約した上で情報提供依頼に参加している各社ご担当者様宛にメールでお送りします。

（3） 提出物について

① 様式について

情報提供依頼回答書は、様式 1、2 に記入の上、ご提出ください。様式 1、2 に書ききれない場合や図表を用いた提案を提出いただける場合は、任意の様式でも結構です。その場合は、電子データは、Microsoft 365（Word、Excel、Power Point）、Acrobat Reader のいずれかで開くことのできる形式で作成してください。

② 注意事項

用語、表現は一般的に使用されているものを用い、可能な限りシステム管理業務経験のない一般職員でも理解可能な平易な表現を使用してください。専門用語を使用しなければ説明できない場合には、注釈をつけてください。貴社独自の開発技法・製品を用いる場合には、平易な表現による注記をつけてください。

（4） 提出方法

情報提供依頼回答書は、期日までに本文書の最後に示す連絡先のメールアドレス宛てに提出をお願いします。

（5） 情報提供依頼回答書に対するヒアリング

提出していただいた情報提供依頼回答書につきましては、本市職員及び本業務に関する支援業務の受託事業者にて点検させていただき、その内容について必要に応じてヒアリングをさせていただきます場合がございますので、ご協力の程よろしくをお願いします。

4. 留意事項

- ・ 今回の情報提供依頼に際し、今後の調達等において特に優遇または不利な取り扱いが行われる

ことはありません。

- ・ 今回の依頼に関して発生する費用は、情報提供者にて負担してください。
- ・ 提出された情報は、本市関係部門における検討のほか、国等への状況報告・課題報告のために利用させていただく場合があります。
- ・ 本 RFI に伴い、本市が提供する資料及び質問回答の内容は、本 RFI に関する作業以外には使用を禁じます。
- ・ 提出された資料は返却しません。

《お問い合わせ先》

〒231-0005

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市 行財政局 行政マネジメント課 標準化担当

電話 045-671-4767

電子メール di-standardization@city.yokohama.lg.jp